

# 第84期決算公告

平成22年6月29日

富山県高岡市守山町22番地  
 株式会社富山銀行  
 取締役頭取 齊藤栄吉

## 連結計算書類の作成方針

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 3社

連結会社名

富山ビジネスサービス株式会社

富山リース株式会社

富山保証サービス株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

### 3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 3社

### 4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

### 5. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

## 連結貸借対照表(平成22年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>			
現 金 預 け 金	8,769	預 借 用	362,231
コールローン及び買入手形	4,100	外 国 為 替	3,470
買 入 金 銭 債 権	840	そ の 他 負 債	1
有 価 証 券	98,577	賞 与 引 当 金	1,853
貸 出 金	268,347	退 職 給 付 引 当 金	124
外 国 為 替	512	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	512
リース債権及びリース投資資産	4,515	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	173
そ の 他 資 産	2,613	偶 発 損 失 引 当 金	19
有 形 固 定 資 産	4,677	再 評 価 に 係 る 緑 延 税 金 負 債	42
建 物	998	支 払 承 諾	734
土 地	3,212	負 債 の 部 合 計	1,785
リ 一 ス 資 産	4	(純 資 産 の 部)	370,947
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	462	資 本 金	6,730
無 形 固 定 資 産	254	資 本 剰 余 金	5,690
ソ フ ト ウ エ ア	235	利 益 剰 余 金	5,870
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	19	自 己 株 式	△ 35
緑 延 税 金 資 産	928	株 主 資 本 合 計	18,255
支 払 承 諾 見 返	1,785	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,016
貸 倒 引 当 金	△ 3,714	土 地 再 評 価 差 額 金	997
資 产 の 部 合 計	392,208	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,013
		少 数 株 主 持 分	991
		純 資 産 の 部 合 計	21,260
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	392,208

連 結 損 益 計 算 書 ( 平成21年4月1日から )  
( 平成22年3月31日まで )

(単位:百万円)

科 目				金 額
経 常 収 益				10,334
資 金 運 用 収 益				6,900
貸 出 金 利 息				5,235
有 価 証 券 利 息 配 当 金				1,623
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息				9
預 け 金 利 息				23
そ の 他 の 受 入 利 息				7
役 務 取 引 等 収 益				849
そ の 他 業 務 収 益				2,524
そ の 他 経 常 収 益				59
経 常 費 用				9,562
資 金 調 達 費 用				910
預 金 利 息				863
借 用 金 利 息				46
役 務 取 引 等 費 用				313
そ の 他 業 務 費 用				2,355
當 業 経 常 費 用				5,499
そ の 他 経 常 費 用				483
そ の 他 の 経 常 費 用				483
経 常 利 益				772
特 別 利 益				296
貸 倒 引 当 金 戻 入 益				251
債 却 債 權 取 立 益				45
特 別 損 失				1,026
固 定 資 産 処 分 損				21
リ 一 ス 投 資 資 産 評 価 損				716
固 定 資 産 臨 時 償 却 費				289
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益				42
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税				47
法 人 税 等 調 整 額				401
法 人 税 等 合 計				448
少 数 株 主 損 失				976
当 期 純 利 益				571

## 連 結 注 記 表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社及び子法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### 会計処理基準に関する事項

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 18～50年

その他 3～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### 5. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

#### 6. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,097百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

## 7. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

## 8. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定率法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(会計方針の変更)

当連結会計年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

## 9. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## 10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

## 11. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付きの融資に係る将来の負担に備えるため、支払見込み額を計上しております。

## 12. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 13. リース取引の処理方法

(借手側)

当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

## 14. リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

## 15. 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

## 16. 消費税等の会計処理

当行の消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

連結子会社の消費税等の会計処理については、税抜方式によっております。

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、有価証券は11百万円減少、繰延税金資産は4百万円増加、その他有価証券評価差額金は7百万円減少しております。

## 追加情報

連結子会社は、最近の経済状況などを反映しリース契約満了時及び中途解約時におけるリース投資資産及び再リース資産に係る処分損が増加傾向になっていること等に鑑み、当連結会計年度において見積残存価額の見直しを行いました。この見積残存価額の見直しに伴い、特別損失（リース投資資産評価損 716 百万円、固定資産臨時償却費 289 百万円）として処理しております。

## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,820 百万円、延滞債権額は 7,738 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 76 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 1,970 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 11,606 百万円であります。

なお、上記 1. から 4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、1,275 百万円であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れられた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外國為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,890 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 5,715 百万円

このほか、リース債権等 1,280 百万円を担保に供しております。

担保資産に対応する債務

預金 765 百万円

借用金 939 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 16,484 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 17 百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、96,931 百万円であります。このうち、原契約期間が 1 年以内のもの、又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 94,559 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上

し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,004 百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 4,428 百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 243 百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する保証債務の額は、1,770 百万円であります。

13. 1 株当たり純資産額 372 円 94 銭

14. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

15. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△	2,053 百万円
年金資産(時価)		1,587
未積立退職給付債務	△	465
会計基準変更時差異の未処理額		—
未認識数理計算上の差異		196
未認識過去勤務債務(債務の減額)	△	65
連結貸借対照表計上額の純額	△	334
前払年金費用		177
退職給付引当金	△	512

16. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)は、10.05%であります。

#### (連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 46 百万円及び株式等償却 374 百万円を含んでおります。

2. 1 株当たり当期純利益額 12 円 19 銭

#### (金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、保証業務など金融サービスに係る事業を行っており、個人・法人向けの貸出債権、リース債権、投資有価証券などの金融資産を保有する一方、預金の受入による金融負債を有しております。このように、主として金利の変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、当行では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

また、為替変動リスクを有する外貨預け金などの外貨建資産や、外貨預金などの外貨建負債の為替変動リスク回避のためのデリバティブ取引を行っております。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクや、金利の変動リスクに晒されております。当期の連結決算日現在における貸出金のうち、大半は富山県内向けのものであり、富山県の経済環境等の状況変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。また、外貨建金融商品は、為替の変動リスクにも晒されております。

借用金及び短期金融市场からの資金調達などは、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当行が行っているデリバティブ取引には当行が保有する資産に関わるリスクのヘッジ目的の外国為替予約取引、顧客のニーズに応えるため取引先と行う外国為替予約取引があります。当行が利用しているデリバテ

イブ取引は、市場リスク及び信用リスクを内包しております。市場リスクとは、金利、有価証券などの価格、為替等、市場のリスクファクターの変動により保有するポジションの価値が変動し損失を被るリスクであり、信用リスクとは相手方の債務不履行等により、保有しているポジションの価値が減少・消失し、損失を被るリスクであります。なお、当行は信用度の高い金融機関のみを取引相手としてデリバティブ取引を行っております、信用リスクはほとんどないと判断しております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスクの管理

当行グループは、当行のクレジットポリシー及び信用リスク管理規程等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、必要に応じて常務会や取締役会を開催し、審議・報告を行っております。さらに自己査定の状況については、監査部が監査を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、証券国際部及び総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。

#### ② 市場リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。市場リスク管理規程等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行い、取締役会に報告しております。日常的には総合企画部リスク統括室において金融資産及び負債の金利の期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次でALM委員会、取締役会に報告しております。なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ及び金利キャップ等のデリバティブ取引は行っておりません。

当行グループでは、為替の変動リスクに関して、持高の実質ネットポジション管理を行っております。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループでは、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	8,769	8,743	△26
(2) コールローン及び買入手形	4,100	4,100	—
(3) 有価証券（＊1）	97,179		
満期保有目的の債券	13,019	11,964	△1,055
その他有価証券	84,159	84,159	—
(4) 貸出金	268,347		
貸倒引当金（＊1）	△3,488		
	264,859	266,301	1,442
資産計	374,908	375,269	361
(1) 預金	362,231	362,550	319
負債計	362,231	362,550	319
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
デリバティブ取引計	0	0	—

（＊1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(＊2) その他資産に計上しているデリバティブ取引を表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、取引金融機関から提示された価格又は約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形は約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、同様の引受けを行う場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約）であり、先物為替相場等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)	997
② 投資事業有限責任組合(*2)	400
合 計	1,397

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 投資事業有限責任組合については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、時価開示の対象とはしておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	1,869	—	—	1,000	500	—
コールローン及び買入手形	4,100	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	577	654	3,270	1,000	—	7,531
その他有価証券のうち 満期があるもの	4,227	16,663	16,119	6,804	19,001	4,106
貸出金（＊）	115,119	42,904	28,735	18,279	25,030	27,323
合 計	125,893	60,221	48,125	27,083	44,531	38,961

(\*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない9,558百万円、期間の定めのない1,395百万円は含めておりません。

## (注4) 社債、借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（＊）	312,561	46,777	2,889	—	—	—
合 計	312,561	46,777	2,889	—	—	—

(\*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

## (有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

## 1. 売買目的有価証券（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

## 2. 満期保有目的の債券（平成22年3月31日現在）

種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結 貸借対照表 計上額を超 えるもの	国 債	—	—
	地 方 債	2,242	2,338
	社 債	1,600	1,658
	そ の 他	800	810
	小 計	4,643	4,806
時価が連結 貸借対照表 計上額を超 えないもの	国 債	—	—
	地 方 債	—	—
	社 債	1,145	1,119
	そ の 他	7,231	6,038
	小 計	8,376	7,157
合 計		13,019	△1,055

3. その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,168	2,508	659
	債券	43,738	42,509	1,228
	国債	15,333	14,902	430
	地方債	1,044	1,002	41
	社債	27,360	26,604	755
	その他	8,005	6,943	1,062
	小計	54,912	51,962	2,949
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,280	2,778	△497
	債券	22,098	22,762	△664
	国債	12,092	12,601	△508
	地方債	—	—	—
	社債	10,005	10,161	△155
	その他	4,868	5,246	△378
	小計	29,247	30,787	△1,540
合計		84,159	82,750	1,408

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	100	17	—
その他	—	—	—
合計	100	17	—

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、457百万円（うち、株式374百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末時点の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄、30%以上50%未満下落し、過去の一定期間の終値の平均価額が取得原価に比べて30%以上下落した銘柄を原則として減損処理しております。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。